

農林水産省生物多様性戦略改定の検討状況

令和 5 年 1 月

農 林 水 産 省

みどりの食料システム戦略グループ

地球環境対策室

農林水産省生物多様性戦略改定の検討状況

① 農林水産省の取組

農林水産省生物多様性戦略 改定案検討に係るこれまでの取組

- ・ 令和元（2019）年に有識者による研究会を開催して見直しに向けた提言を公表。
- ・ 令和2（2020）年8月に新農林水産省生物多様性戦略検討会を立ち上げ、改定案の検討を開始（座長：涌井史郎東京都市大学特別教授）。サプライチェーン全体の視点を取り入れた2030ビジョンや戦略の構成などを議論。
- ・ 令和4（2022）年6月に「農林水産省生物多様性戦略改定に向けたこれまでの議論の整理」を公表。

令和元（2019）年

農林水産省生物多様性戦略の見直しに関する有識者研究会（2回開催）

令和2（2020）年

2月17日 農林水産省生物多様性戦略改定のための提言 公表

8月18日 新農林水産省生物多様性戦略検討会 設置

8月31日 第1回検討会（勉強会を踏まえた生物多様性戦略構成案の検討）

10月19日 第2回検討会（生物多様性戦略本文の検討～背景、構成案、追加する主な論点～）

令和3（2021）年

1月18日 第3回検討会（生物多様性戦略本文の検討～全体構成案、戦略本文前半～）

3月 9日 第4回検討会（生物多様性戦略本文の検討～戦略本文後半～）

10月14日 第5回検討会（生物多様性戦略本文の検討～戦略本文後半～）

令和4（2022）年

2月 8日 第6回検討会（生物多様性戦略改定案 中間とりまとめ案の検討）

6月22日 「農林水産省生物多様性戦略改定に向けたこれまでの議論の整理」 公表

令和5（2023）年

1月10日 第7回検討会（生物多様性戦略改定案の検討）

農林水産省生物多様性戦略改定に向けたこれまでの議論の整理 概要

令和4年6月
農林水産省

戦略見直しの背景

○生物多様性損失の直接的な要因への対処に加えて、間接要因となる**社会経済活動への対応**が重要（IPBES報告書）

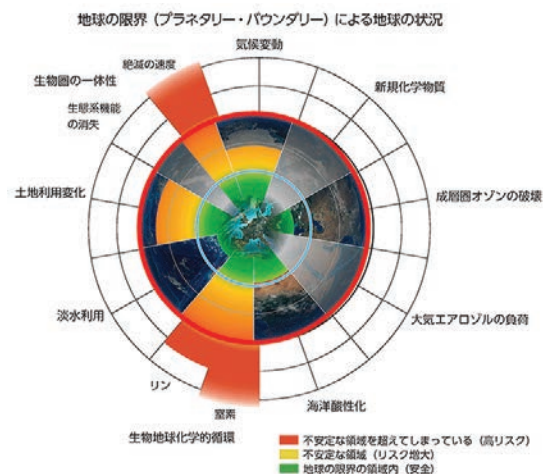
○新型コロナウイルス感染症の発生と拡大

○みどりの食料システム戦略（21.5）

○ビジネスと生物多様性の関係性が強まる（G7「2030自然協約」、TNFD発足）



生物多様性条約COP15第2部
新たな世界目標となる「**ポスト2020生物多様性枠組**」が採択予定



見直しのポイント

みどりの食料システム戦略、食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本計画、水産基本計画等と整合性をとり、関連施策を一体的に実施するよう、以下を記載。

- 生物多様性保全の重要性が認識され、各主体の行動に反映されるよう**サプライチェーン全体**で取り組む
- 農林水産業や農山漁村が生物多様性に与える正負の影響について、生産現場を支える**農林漁業者の理解**を促す
- 日々の暮らしにおいて生物多様性に配慮した商品やサービスを選択してもらえるよう、**消費者の行動変容**を促す
- 企業が本業において自然資本のリスクと機会を分析して意思決定に取り込むことを促し、**ESG投融資の拡大**に導く
- **気候変動と生物多様性**の対策にはシナジーとトレードオフがあることから、環境課題に対する**一体的な取組**を目指す

戦略の主な内容

（地球環境） 環境課題を一体的にとらえ、国内外の**多様な主体と協働**で問題解決に取り組む

（農業） 生物多様性保全をより重視した**農業生産**及び**田園地域や里地里山の整備・保全**

（森林・林業） 森林の有する多面的機能の発揮に向けた**適切な森林の整備**

（水産） 海洋環境の**保全・再生**と**水産資源の適切な管理**

（野生生物） 里地里山や森林の**適切な整備**と農林水産業や生態系等への**被害防止対策**

（資源循環） 生物多様性に配慮した**調達、流通、消費及び資源循環の構築**

（理解の醸成） 生物多様性の**理解の醸成と行動変容の促進**（情報発信、ESG投融資拡大等）

（農林水産空間） 豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成等**多面的機能の発揮**

（遺伝資源） 貴重な遺伝資源の**収集と持続的な利用**

（研究・評価） 生物多様性の保全・再生の取組が果たす**効果の見える化**

（実施体制） **サプライチェーン全体**に対して「農林水産省生物多様性戦略」の実施を促す



農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会を実現

みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
(令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行)

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保 等

関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画
(環境負荷低減事業活動実施計画等)

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長(10年→12年)等）
- 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

*モデル地区に対する支援措置

新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画
(基盤確立事業実施計画)

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を新規で措置

環境負荷低減の「見える化」の推進

第10回みどりの食料システム戦略本部資料(R4.12.23)

- 生産者の環境負荷低減の努力を「見える化」するため、コメ、トマト、キュウリの3品目を対象に温室効果ガス簡易算定シートを作成。消費者への訴求効果についてラベル表示の効果を検証する実証販売を実施中。
- 今後、「見える化」の対象品目の拡大を図るほか、**生物多様性保全の指標の追加を検討**。

生産者の環境負荷低減の努力を「見える化」 R3年度迄

農業の脱炭素技術を分かりやすく紹介

- 生産現場の脱炭素技術等を収集・整理(65事例)
- 水田の中干し期間延長、バイオ炭の利用、アミノ酸バランス改善飼料 等

農産物のGHG簡易算定シートの作成 (コメ、トマト、キュウリで試行)

生産者の栽培情報を用いて、農地でのGHG排出を試算。化学肥料・化学農薬削減や中干し延長などによる**排出削減量**と、たい肥やバイオ炭施用による**吸収量**を簡易に算定し、その地域での慣行栽培と比較して、当該生産者の栽培方法でGHG排出が何割削減されたかを評価。

排出(農薬、肥料、燃料等)
ー 吸収(バイオ炭・堆肥)

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域又は県の標準的栽培での排出量(品目別)}} = \text{削減率(\%)}$$



JAみやぎ登米 ×
TARO TOKYO ONIGIRI



イオンアグリ創造×イオン株式会社

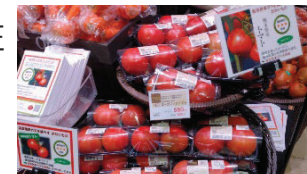
「見える化」の範囲拡大・普及 R4年度以降

消費者等にわかりやすい表示・広報

温室効果ガスの削減効果を等級ラベル表示した農産物(令和4年度はコメ、トマト、キュウリ)を実証販売。脱炭素技術をPOP等を書くことにより消費者に訴求。(令和4年12月時点で15社23か所で実施)



コメ・トマト・キュウリの実証では、削減率5%以上で★1つ、削減率10%以上で★2つ、削減率20%以上で★3つを付与



株式会社 東急ストア



オイシックス・ラ・大地
株式会社



サンプラザ(Kawabata farm)



あふ食堂



日本農業株式会社

農林水産省生物多様性戦略改定の検討状況

② 農林水産省生物多様性戦略改定案の更新

「これまでの議論の整理」（昨年6月）からの主な変更点のポイント

① CBD-COP15の結果を反映

昨年12月のCBD—COP15においては、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が決定され、2030年に向けた新たな23の目標が定められたことから、必要に応じてその内容を反映する。ただし、その内容はこれまでの準備会合で議論されてきた方向性に沿った範囲に大筋で収まっていることから、昨年6月の「議論の整理」に織り込まれていた内容を大きく変更させる必要はないものとなっている。

【主な修正箇所】

- I はじめに (p2)
- II 現状と課題 (6) 生物多様性の新たな世界目標 (p7)
- IV テーマ別方針 1 (2) 気候変動と多様性 (p13)
 - 2 (2) 森林・林業 (p22)、海洋 (p31)、
空間保全・利用 (p44)
 - 4 「遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進」 (p49)
 - 5 「生物多様性保全の取組の評価活用」 (3) 金融ビジネス (p55)

「これまでの議論の整理」（昨年 6 月）からの主な変更点のポイント

② 次期「生物多様性国家戦略」の反映

生物多様性基本法の規定に基づく現行の「生物多様性国家戦略2012-2020」（環境省主管）については令和 2（2020）年から見直し作業が進められており、昨年 8 月に素案が公表されたところ。2030年のネイチャーポジティブの実現を目標とし、5つの基本戦略からなる。CBD-COP15の内容も踏まえて3月末に策定（閣議決定）予定であり、基本的な概念について共有を図る。

【主な修正箇所】

- I はじめに（p2）
- Ⅲ 2030ビジョンと基本方針 2. 基本方針（p8）

「これまでの議論の整理」（昨年 6 月）からの主な変更点のポイント

③ 生物多様性保全の取組の「見える化」

生産現場における環境負荷低減の取組の「見える化」については、脱炭素化の取組について既に実証販売を実施、生物多様性保全の取組についても今後同様にラベル化を検討することとしており、この旨を戦略に記載する。資料 6 参照。

【修正箇所】

Ⅳ テーマ別方針 5（2）農林水産分野における生物多様性保全の取組の見える化（p53）

④ その他

気候変動枠組条約COP27の内容反映（p12、14等）。
各種施策の推進状況の反映、各種データの現時点へのリバイス。

農林水産省生物多様性戦略改定の検討状況

③ 今後のスケジュール

今後のスケジュール

農林水産省生物多様性戦略の改定

- 1月10日 第7回検討会
(改定案、生物多様性保全の見える化の検討)
- 1月下旬 パブリックコメント
- 3月上旬 第8回検討会
(最終案、生物多様性保全の見える化の検討)
- 3月下旬 戦略改定（公表）

（参考）次期生物多様性国家戦略の策定

- 1月下旬 第6回生物多様性国家戦略小委員会
- 2月 パブリックコメント
- 3月中旬 自然環境部会・生物多様性国家戦略小委員会合同会合
- 3月末 閣議決定（予定）

(参考) 次期生物多様性国家戦略の素案 (R4.8資料)

- ✓ 地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹である**自然資本を守り活用するための戦略**。**自然と共生する社会**を目指し、生物多様性損失と気候危機の「**2つの危機**」への統合的対応、**新型コロナウイルス感染症のパンデミック**という危機を踏まえた**社会の根本的変革**を強調。
- ✓ 「**2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）**」の実現に向け**5つの基本戦略**を設定。**30by30目標**の達成を含めた取組により**健全な生態系**を確保し、**生態系による恵み**を維持し回復させ、**自然資本を守り活かす社会経済活動**を広げる。
- ✓ **基本戦略ごとに状態・行動目標を設定。行動目標に施策**を紐づけることで、個別の取組から2030年、さらには2050年を見据えた**目標・ビジョン**までの**戦略全体を一気通貫**で整理。

戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

基本戦略1 生態系の 健全性の回復

- ・30by30(国立・国定公園等、OECM)
- ・自然再生
- ・汚染、外来種対策等
- ・希少種保全

基本戦略2 自然を活用した 社会課題の解決

- ・自然活用地域づくり
- ・気候変動対策
- ・再生可能エネルギー導入における配慮
- ・鳥獣との軋轢緩和

基本戦略3 生物多様性・自然資本による リスク・機会を取り入れた経済

- ・事業活動での負の影響削減・情報開示
- ・技術サービス支援
- ・持続可能な農林水産業の推進

基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

- ・環境教育の推進
- ・ふれあい機会の増加
- ・行動科学に基づく行動変容
- ・食品ロス半減

基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

- ・基礎調査・モニタリング
- ・データ・ツールの提供
- ・計画策定支援
- ・資源動員の強化
- ・国際協力

ポスト2020生物多様性枠組で決定される個別目標を踏まえ、**基本戦略ごとに国内における2030年のあるべき姿（15の状態目標）、なすべき行動（24の行動目標）、目標ごとの指標**を提示

行動計画

- ・関係省庁の**関連する施策**を、5つの基本戦略の下に24ある**行動目標ごと**に掲載

本戦略の背景

- ・世界的潮流 地球の持続可能性の土台、人間の安全保障の根幹としての自然資本
- ・位置づけ・役割 生物多様性損失と気候危機：2つの危機の同時解決、コロナ危機との関係性、日本の課題

第1部：戦略

第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第1節 世界の現状と動向

- ・損失の直接要因（土地利用変化、採取、気候変動、汚染、外来種）とその背景にある間接要因（社会経済活動）、気候変動・食料生産・新興感染症・海洋環境における生態系の健全性の回復と自然を活用した解決策による統合的解決、自然資本管理のビジネス化等、世界的なトレンドと課題

第2節 我が国の現状と動向

- ・我が国の生物多様性の現状と将来予測、4つの危機（開発等、働きかけ縮小、外来種・汚染、気候変動）
- ・社会経済に内在する損失要因としての「社会のありかた」と国民全体の価値観・行動（生物多様性が主流化されていない状況）

第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

- ・①世界目標、②世界と日本のつながりの中での課題、③国内での課題
- ・国家戦略で取り組むべき5つの具体的課題、その対処において重要な考え方の解説

SDGsとの関係性、自然資本、NbS 等

第2章 本国家戦略の目指す姿（2050年以降）

第1節 自然共生社会の理念

- ・「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

第2節 目指すべき自然共生社会像（長期目標としての2050年ビジョン）

- ・2050年ビジョン『「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な利益がもたらされる」自然と共生する社会』
- ・2050年ビジョンの下での社会像

第3章 2030年に向けた目標

第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030年ミッション）

- ・ネイチャーポジティブの実現：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる
- ・「ネイチャーポジティブ」「ネイチャーポジティブ活動」「ネイチャーポジティブ経済」の解説

第2節 取組の柱としての5つの基本戦略と個別目標

- ・5つの基本戦略
 - ①生態系の健全性の回復：30by30目標の達成、利用・管理における影響軽減、野生生物保護管理
 - ②自然を活用した社会課題の解決：NbSによる気候変動・資源循環等とのシナジー、鳥獣管理
 - ③生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済（ネイチャーポジティブ経済）：情報開示・ファイナンス
 - ④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人ひとりの行動変容）：理解・価値観、消費活動
 - ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進：情報整備、担い手確保・支援、国際協力
- ・基本戦略ごとに設定する2030年における目標：
 - あるべき姿（状態目標）、なすべき行動（行動目標）、目標ごとの指標
 - ※各状態目標・行動目標は、我が国の状況及びポスト2020生物多様性枠組を踏まえて設定

第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

第1節 実施に向けた基本的考え方

- ・7つの考え方（①科学的な認識と予防的／順応的な取組、②わかりやすさの重視、③地域性の尊重と地域の主体性、④生態系のつながりを意識した取組、⑤長期的な視点にたった取組、⑥社会課題の統合的な解決への積極的な活用とランドスケープアプローチ、⑦多様な主体の連携・協働の促進）

第2節 進捗状況の評価及び点検

第3節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

第4節 各主体に期待される役割と連携

- ①国、②地方公共団体、③事業者、④研究機関・研究者・学術団体、⑤民間団体（NGO等）、⑥国民

第2部：行動計画

＜作成方針＞

- ・ **5つの基本戦略**の下での**行動目標ごと**に関係省庁の**関連する施策**を網羅的に記載
 - ・ **行動目標ごと**に**現状と課題、施策の方向性（必要性）**を描き、これに沿って関連施策を記載。
 - ・ 関連する施策は、①**重点**、②**継続・強化**、③**維持**、に分け記載。
 - ・ できる限り、**施策ごとの現状と目標**を記載。
- 行動目標との関係が明確になった関連施策が、重要度ごとに必要性とともに位置付けられる。

＜今後に向けて＞

追加すべき施策の追加、施策の粒度を揃える、重要度の精査等により、完成度を高める。

第1章 生態系の健全性の回復

- 1-1 陸域及び海域の30%を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する
- 1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の〇%の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する
- 1-3 汚染（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容量を考慮した適正な水準とする）、侵略的外来種（侵入率及び定着率〇%の削減）、気候変動による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減することに資する施策を実施する
- 1-4 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、生息・生育状況を改善するための取組を進める
- 1-5 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

第2章 自然を活用した社会課題の解決

- 2-1 生態系が有する機能を可視化し、活用する
- 2-2 森里川海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する
- 2-3 劣化した生態系の〇%の再生を含め、気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める
- 2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
- 2-5 野生鳥獣の軋轢緩和に向けた取組を強化する

第3章 生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済（ネイチャーポジティブのドライバーとしての経済（ネイチャーポジティブ経済））

- 3-1 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、企業による生物多様性への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すことで、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する
- 3-2 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める
- 3-3 遺伝資源の利用に伴うABSを実施する
- 3-4 持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

第4章 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人ひとりの行動変容）

- 4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する
- 4-2 日常的に自然にふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得及び人として豊かな成長を図る
- 4-3 ナッジ等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す
- 4-4 食料ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択肢を増加させ、インセンティブを提示する
- 4-5 伝統文化や地域知・伝統知に配慮しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

第5章 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

- 5-1 生物多様性や社会経済を含む関連分野における学術研究の推進、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施するとともに、それらの成果を活用し生物多様性及び生態系サービスの評価の取組を進め、国家勘定への統合に向けた調査研究を進める
- 5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、生物多様性保全や取組の評価に活用可能なデータやツールを提供するとともに、データ公開に係る人材育成や情報リテラシーの向上を図る
- 5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画のもとで統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する
- 5-4 生物多様性への国際及び国内での資源動員を強化する
- 5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める

第3部/付属書：本戦略の背景にある基礎的情報